

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約
- (2) 車種等 仕様書による
- (3) 契約期間 令和6年5月1日～令和9年4月30日（36ヶ月）
- (4) 納入先 沖縄県八重山農林水産振興センター（沖縄県石垣市真栄里438-1）

2 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上あること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 複合機の故障等、緊急時に迅速に対応できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第6条の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※沖縄県暴力団排除条例

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

4 申請の方法

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接もしくは郵便で提出すること。なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

なお、沖縄県が発行する「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者は、下記書類の提出を免除とする。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

※支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書を含むこと）

エ 申請する日前の直近3年間の法人事業税及び法人県民税に関し未納がないことを示す証明書

オ 消費税に関し未納がないことを示す証明書

カ 複合機の賃貸に関して、過去2箇年の間の契約実績を証する書類（同種・同規模契約の実績）（別紙様式）

(2) 提出先 〒907-0002 石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎4階

沖縄県八重山農林水産振興センター スタッフ 河野

(3) 受付期限

持参または郵送いずれの場合も **令和6年4月18日(木)午後5時必着**

※郵送による場合は書留もしくは特定記録を利用すること。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、入札保証金納付書発行依頼書（第2号様式）に必要事項を記入し、**令和6年4月19日(金)午後2時までに**当センターに提出すること（FAXで送信する場合は、電話で受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること）。

ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。
- (2) 競争入札（建設工事に係る競争入札を除く。）に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札及び開札の日時等

(1) 日時 **令和6年4月22日(月) 午後2時開始**

(2) 場所 八重山合同庁舎4階第1会議室（石垣市真栄里438-1）

7 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
- (2) 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認決定通知書の写しを提出すること（「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者を除く）。
- (3) 入札参加資格審査により資格要件を認められた者（又は「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者）は、入札書（第3号様式）にて金額等を記入の上、入札会場で直接提出すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第4号様式）を持参すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則2回とする。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8

号により、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 最低制限価格
設定しない。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときには、契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。

(2) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 その他

(1) 本件に係る契約は「沖縄県の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、県は、当該契約を解除する。

(2) 申請書関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。

(4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

(6) 入札参加の資格を認められた後であっても、当該入札説明書「3 一般競争入札に参加することができない者」に該当する事実があった場合は、当該入札資格を取り消す。

(7) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

14 問い合わせ先

沖縄県八重山農林水産振興センタースタッフ 河野
〒907-0002

石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎4階

TEL:0980-82-3043 FAX:0980-82-3141